

## 平成 27 年度第 1 回岩手県いじめ問題対策委員会会議録

### 1 開催日時

平成 28 年 1 月 26 日（火） 19 時から 21 時

### 2 開催場所

岩手県議会棟 1 階 大会議室

### 3 出席委員

塚野 弘明 委員長

石堂 淳 委員

伊藤 欣司 委員

星 克仁 委員

太田 秀栄 委員

山中 俊介 委員

宮古 守夫 委員

宮本 中子 委員

高橋 岳志 委員

砂田 麻子 委員

### 4 説明等のために出席した職員

大林首席指導主事兼生徒指導課長、伊藤主任指導主事、佐々木（寛）指導主事、  
佐々木（淳）指導主事、上田指導主事

### 5 会議の概要

#### ○大林生徒指導課長

議事に入ります。条例第 4 条第 2 項において、会議の議長は委員長が務めることとなっておりますけれども、委員長がまだ決定しておりませんので、委員長決定までは事務局で進行させていただきます。はじめに、いじめ防止等に関する県条例に基づく対応について、事務局より説明いたします。

#### ○佐々木（淳）指導主事

はい。よろしくお祈いします。県教育委員会事務局の佐々木と申します。はじめに、この委員会を今回設置したということにかかる経緯だとか、条例のことについて説明を申し上げます。座りながらお話しさせていただきます。私の方の資料の確認ですが、今お開きになっているレジユメと、「法律・基本方針」と書かれたものを両方使いながらいきます。資料としては「岩手県いじめ防止等のための基本的な方針」県の方針の印刷物もこちらに

あります。どうぞよろしくお願いします。

始めにレジユメの1ページをお開きください。【資料1-1】となっている図がございます。「いじめ防止対策推進法」に係る岩手県の対応となっております。ご存知のとおり、平成24年7月、滋賀県大津市の自殺事案についての報道があつてから、25年に国も教育再生実行会議第一提言を受けて、各超党派でこちらは与党野党の方から「いじめ対策推進法案」が出されました。これを受けて平成25年6月21日に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。そして、9月28日施行というふうになります。これを受けまして、文部科学省はこの1ページの上のほうにありますけれども、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」を10月11日に文部科学大臣決定をしております。これらについてはすべて、先ほどお話ししました「法律・基本方針」というところに印刷物として入っておりますので、ところどころ開きながらお話ししていきたいと思っております。これを受けまして、国はこのような取り組みをしまして、法律の中で各自治体・県市町村、市町村ですね。すべての自治体がこのいじめに対して取り組みをするということが規定されました。具体的には、国から矢印が出ている県というところをご覧ください。県には学校が様々ありますが、私立学校、国立学校、それから公立学校、県立学校というのがあります。県教育委員会として取り組んできたこととなりますが、このたび様々条例等もありますが、まず始めに岩手県の県の方針を平成26年の4月4日に策定いたしました。これは条例に基づいたものではありませんが、法律の第12条に基づいて、県としてのいじめ防止等の対策を打ち出したこととなります。それからその後、岩手県いじめ問題対策連絡協議会をはじめは条例ではない形で設置してまいりましたが、この度今年度の議会をもちまして条例化したという事となります。これは法律の第14条1項、条例の第71号に基づいております。隣のページにあるのですが、こちらのいじめ問題対策連絡協議会は、主に所掌としてはこのいじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るといようなもので、何か審議をするような議決機関ではありませんが、先月、一回目の会議が行われましたが、たくさんの連携を組むべき代表の方々に集まっていただき、会議を開きました。

県教育委員会のその下のところですよ。岩手県いじめ問題対策委員会というのが本委員会になります。こちらは県教委の附属機関としての取り扱いですが、これが私たちこの委員会という中では隣のページを見ていただきたいのですが、第14条3項に基づいております。これは所掌としては、この県の基本方針に基づいていじめの防止等のための対策について調査審議すること。法第24条の規定、これは開いていただけるとありがたいのですが、隣の「法律・基本方針」というところの5ページになります。県教育委員会が学校の設置者として、いじめの報告を学校から受けた時に、必要に応じて必要な支援を行ったり必要な措置を講ずること。というふうになっております。また、これについて必要な調査を行う際に、この委員会の構成員の方に協力を願ったりすることも想定しております。一番大きいところは(3)にあります。先ほどのレジユメの2ページの(3)ですが、法第28条第1項の規定による調査を行うこと、これは、法律・基本方針の6ページにあります。

第 28 条になります。これは、学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態、これを重大事態といますが、こういう事案が発生した際に、同じ同種の事態の発生の防止に資するために、速やかに調査組織を設けて、調査を行うということになっております。教育委員会が行うべき調査で第三者が行う必要がある時に、本委員会にこの調査をお願いするという事になります。あらかじめ整理しておきたいのですが、今般、県内で起こっております、矢巾町で起こったようなものについては市町村立の学校になりますので、今回のケースは矢巾町がその調査を行うということになっておりますので、本委員会の対象は、あくまでも県立学校となります。多くは、県立の高校だとか特別支援学校だとかというところになります。たとえば、小中学校で調査すべき事案が起こった際には、その設置者である市町村の教育委員会がその調査を行うということになっていきますので、整理させていただきます。図の方でも分けておりますが、全く同じ構図ではありながら県立学校の方のラインで調査を行っていく事になります。ちなみに、今の重大事案はどのようなことかという、法律のところの 39 ページをお開きください。後ろになります。県の基本方針にも全く同じ文言で参酌して載せてありますが、39 ページに重大事態の意味についてという項があります。ここでやはりどんな事例が重大事態になるかという、いじめられたということで児童生徒が自殺を企図した場合。身体に重大な傷害を負った場合。金品等に重大な被害を被った場合。精神性の疾患を発症した場合。というこの第 1 号の部分が重大事態というふうに規定されております。また、重大事態にはもう一つございます。第 2 号という部分では、いじめられて学校に行けなくなって不登校になる。これが第 2 号なのですが、目安としては年間 30 日を目安とするのが不登校となりますが、こういう子どもが一定期間連続して欠席するような場合は、こちらも調査を行うということになります。ただ、全ての事案において本委員会に調査を依頼するというわけではなくて、やはりこちらについては全国的に見たときには不登校については多くの場合、学校が主体的に調査を行うということになっております。第 1 号のなかでも、重大な事案、県内で起こったようないじめ自殺が疑われるような事案については、やはりこういう第三者の調査が必要ではないかなというふうに思っております。様々な事案がやはり起こっておりますので、一概にここでという線引きを明確に申し上げられないところはあるのですが、事案の内容に応じてその調査をお願いしていくということになっております。よろしく申し上げます。レジュメに戻ります。レジュメの 2 ページですが、召集はこれから決めていただく委員長の方をお願いをすることになります。附属機関ですので、教育委員会が諮問をして、それに答申をしていただくというふうな形になろうかと思えます。組織は 10 人以内というふうに規定されております。ただし、専門委員を加えることもこれは可能だというふうにしております。構成員としては、法律・医療・心理・福祉・学識経験、今こちらにいらしている方々、このカテゴリ・区分に応じてお二人ずつ入っていただいております。この中で部会は設置可能として、5 人程度で機動的に調査が実施できる体制というふうに考えております。これは後ほど条文の中で説明させていただきます。委員の守秘については規定いたし

ます。ですから、事案が起こった際に様々調査をしていった内容については、守秘義務ということでお願いしたいと思います。意見の聴取についても、これは様々規定をさせていただいております。たとえば、協議事項の例では、どんなことがあるのかというと、所掌のところの(1)(2)もございましたので、たとえば現実問題としては、調査しなければならない事案が起こってほしくないの、起こらないという状況であれば、様々いじめの調査なんかがありますが、こういうものを踏まえた本県におけるいじめの早期発見のための方策や、学校における取り組みの充実のための政策について様々ご検討いただくこともあろうかと思えます。やはり事案が起こった際には、その事案にかかる調査をお願いすることになります。庶務は教育委員会事務局が行うこととしています。では、レジュメの3ページをお願いします。今のお話を図にしております。いじめ問題対策連絡協議会は、調査を行う機関ではないということをもう一度確認いたします。県教育委員会の教育機関であるいじめ問題対策委員会が調査を行います。重大事態が発見時、県立学校に対して調査を行う際に、県教委が必要だと判断した時に調査をお願いすることになります。ですから、調査の主体として、県教育委員会が行うときに入っていただくということになります。この調査の結果は、知事に報告されることになります。そして、この調査の報告を受けて、まだ再調査が必要だと知事が判断した際に、いじめ問題再調査委員会が動くということになります。こちらの再調査委員会とこちらの委員会に入っている構成員は全く違う方々になっておりますので、それをご確認をお願いします。構成は、いじめの再調査委員会は5人以内としておりまして、同じ構成員をお一人ずつというふうをお願いをしているところです。こちらは、教育委員会ではなくて、事務局総務部の法務学事課が庶務を所管しています。では、具体的に条例に基づいて確認をしてみたいと思います。今のレジュメの5ページをお願いします。横書きのままになりますが、10月28日に公布されました、県条例第72号と書いてあります。第1条いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づいて、岩手県いじめ問題対策委員会以下委員会を置くというふうになっております。第2条、委員会の所掌事項は、先ほどお話ししたとおりのことが3つ書かれております。組織についても先ほどのとおりです。ここで委員の任期は2年とさせていただいております。ただし、欠員が生じる場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

委員長についてです。第4条です。この後、この委員会に委員長を置き、委員の互選をするとなっておりますので、委員長をお決めいただくということになります。委員長は、会務を総理し、会議の議長となっていただきます。委員長に事故があるときには、又は委員長が欠けたときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するということとなりますので、委員長が決まりましたら、委員長から職務代理者を指名いただくこととなります。こちらよろしくをお願いします。

専門委員についてです。第5条になります。委員会に専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができるとしております。こちら今、5つの学識経験の方々、お集まりいただいておりますが、たとえばこれにもうちょっとまた必要な専門性が生じた場合に、

教育委員会が任命しながらこういう方々を委員に加えることができます。この専門委員は、その審議する内容、調査が終了したときには、2年間の任期ではなくて、その際に解任するというようになっております。たとえば、何かコンピューターについてもものすごく造詣が深い方が必要だとか、何かそういうことを想定しているのでございます。

第6条です。会議については先ほどのとおりです。委員会は、委員及び議事に関係のある専門委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができないとしております。委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある専門委員の過半数で決することになります。可否同数の場合には、議長の決するところによります。

第7条では、部会について規定しております。委員会に部会を置くことができるとしております。部会は、委員会の指名する委員及び専門委員をもって組織します。委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができます。これは何を示しているかという、たとえば県立学校で調査すべき事案が起こった際に、10人の方にお集まりいただきながら毎回調査をするというのは非常に大変だと思われま。5人の方を1つの部会として、お2人ずついらっしゃいますので、法律、医療、心理、福祉あとは大学の先生ということで5人1チームとなって調査をお願いするというようにして考えております。この5人の中で、委員長ではなくて、ここでは部会長という暫定的にお名前をお呼びしますが、部会長を決めていただいて、この5人で調査を行っていただき、この5人が一つひとつの調査のなかで確認して議決したものは、この委員会全体での議決と同じというふうにしていくこととなります。

第8条、意見の聴取等についてです。委員会は、必要に応じて議事に関係のある者の出席を求め、その意見または説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができるとしております。

第9条は守秘義務をお願いしております。職を退いた後のこの守秘義務については、どうぞよろしく申し上げます。

第10条です。委員会の庶務は、教育委員会の事務局において処理させていただきます。

また、11条では、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるとしてあります。どうぞこちらの方よろしく申し上げます。

この前後の方には、いじめ問題対策連絡協議会、それからいじめ問題再調査委員会の条例がここに書かれておりますので、お時間のあるときにお目を通していただければというふうに思います。

最後に確認をしたいのが、実はいじめの定義ということについてなんです。法律のページの1ページをお願いします。この後も説明をいたしますが、いじめということが、私たち大人の中で考えているいじめと、今度法律で規定されたいじめというものが、若干理解が変わってきているところがありますので、確認をさせていただきます。いじめの重大事態については、先ほどの規定のとおりですが、1ページの第2条で定められています。この法律において、「いじめ」とは、児童等に対していわゆる被害の子どもに対して、同じ在

籍する学校の子どもだとか一定の人的関係にある、人間関係にあるその子どもたちが行う心理的又は物理的な影響を与える行為。ここに、インターネットも含まれるようになりまし。また、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。ですから、人権侵害がいじめなのかと思っているところもあるのですが、被害を受けた者が苦痛を感じたと訴えれば、これはもういじめだっていうふうに認知していくということになっております。ですから、様々、問題行動調査でいじめの認知件数をカウントしていく際にも、この苦痛があった場合にはいじめだとしておりますので、非常に件数的にはたくさん上がってくるのが今後も予想されます。ただ、そのいじめ一つひとつの件数の多寡を論じるのではなくて、この委員会においてはやはりそういうものの中にこの重大事態なんかがあるということをご理解頂いて、そこへの対応、また、解決困難な事案がありましたら、その調査へのご協力ということをお願いするというところをご理解いただければというふうに思います。以上、よろしく申し上げます。

○生徒指導課長

はい。ただ今、いじめ防止等に関する県条例に基づく対応を中心に事務局から説明をさせていただきましたけれども、今の説明等についてご質問等があればお願いいたします。よろしいでしょうか。どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員

はい。仕組みの方が縦割りになっていて、学校のうち、公立と県とこう違うので、公立の小中学校だと市で対応するってことで、その他にインターネット場で、またがった場合はどういうふうに対応するのかちょっと考えたのですが、その辺はどうでしょうか。

○佐々木（淳）指導主事

はい。たとえば今の仰る事案は、県立学校の生徒と公立学校の生徒だっている場合ですね。その際には、両方双方連携してることにはなるかと思えますけれども、基本的にその事案にかかわった者が県立の生徒がいれば、県立学校の方で動くべきなのかなとは思っていますが、なかなかそういう事案が今は発生していない状況にあるのですけれども。

○伊藤委員

塾だったりとかスポ少だったりとかっていうのがあるので、インターネットまで含めるとかなり広い範囲で起こりうるかなと思ったのですが、県の方が上位というのもあるけれども、優先していった形になるのでしょうか。

○佐々木（淳）指導主事

はい。こちらの委員会で調査をするとなった時には、相当な事案になっていると思われるので、その際には市町村の体制整備の状況もありますが、おそらく県の方が調査につ

いてだとか、様々な支援の方では中心となっていくのではないかと予想しております。

○生徒指導課長

よろしいでしょうか。その他ございませんか。どうぞ。

○星委員

根本的なことを聞いちゃって申し分けないのですけれども、調査っていうのは何を調査するのですか。いじめがあったかなかったかを調査するものでしょうか。

○佐々木（淳）指導主事

はい。基本的には、そうですね。いじめの事実がどうであったかということ、あったかなかったかもそうですし、あった場合にはどのようなことがいじめ事案としてあったのかということ調査していくということになります。

○星委員

ことば遊びっぽくなっちゃって申し訳ないのですけれども、いじめの定義というのは、主観的なものがありますよね。その被害を受けた児童生徒の苦痛がある。それが同級生達の行為による、これは定義だと。いうことは苦痛を訴える主観を、その主体者がいることがこの事案がいじめだと定義する前提になりますか。たとえば、その主体の方がいわゆる亡くなっている。どうやってそこに調査をするってことに一応なっていますか。

○佐々木（淳）

はい。たとえば被害を受けた方が亡くなっているという場合には、その部分については、当然本人から聞く事ができませんので、その周りの方だとか、いろいろこう書いてあるのですが質問書を使ったりしながら当該の学校だとか様々その加害側だけではなく周りの子どもたち、先生方から、関係者、家族からも聞き取ったりしていく。事実がどうであったかということを確認していくっていう事になります。仰るところは、主観性と客観性の難しさというところがあると思うのですが、客観的なものをきちんと積み重ねていって事実に向っていくということになると思います。

○星委員

その方が亡くなっているか亡くなっていないかにかかわらず、支援学校とかでご本人がたとえば、能力的に苦痛と感ずることが十分はできなかつたりする場合はありましよう。ふざけているんだって思うのだけれど、端からから見たら確実にいじめだろう。そういった場合の話だと、僕らがやる調査っていうのは、いじめがあつたらうと類推するっていうのを僕らがやるってことですか。本人の意見があろうかなかろうが、端から見るとあつ

ただろうという類推をするっていう役割がぼくらのやる調査ということでしょうか。

○佐々木（淳）指導主事

事案によりますけれども、類推というと、そうですね。まず全体的なことを把握しながら、こうであつたらうという事実を分かる部分を積み重ねていくっていう。

○星委員

いや、定義からいうと、主観になっている人が苦痛を訴えているっていうことが定義なわけだから、事実というのはその本人の言以外ではないですよ。その言が取れない場合には、僕らは類推するしかないんですけど、それでいいのでしょうか。

○佐々木（淳）指導主事

はい。たとえば障害をもった子どもさんなんかもう上手くそれを訴えられないというケースも実際にあります。そういう時にも、指導している先生方、学級にいる先生がこれは見ていじめだよなって思うときには止めに入ったりそういう指導をなさいますので、それはそれでいじめという形で学校でも指導していますので、そういう見方をしてよろしいのかなというふうに思います。

○生徒指導課長

その他いかがでしょうか。それでは後ほどまた発言の機会もございますので、その時に出していただいても構いません。

それでは委員長の選出に移ります。先ほどの条例の文にもありましたとおり、委員の互選によるというふうなことになりますので、まずは委員長の立候補というふうなことで、いかがでしょうか。委員長の立候補についてございますでしょうか。

立候補がないというふうなことでするので、委員長の推薦っていうふうなことも含めてですね、皆様からご意見等を伺いたいと思いますけれども。

○太田委員

岩手大学の塚野先生にお願いしたいと考えております。

○生徒指導課長

太田委員の方から、岩手大学の塚野委員さんというふうなご意見がありますが、塚野委員さん、いかがでしょうか。

○塚野委員

大変戸惑っておりますけれども、あまりこういったところで決めかねるのもいかがなも

のかと思いますので、ではお受けいたします。

○生徒指導課長

それでは委員長は、塚野委員さんをお願いするというふうなことでよろしいでしょうか。よろしく申し上げます。それでは委員長席の方にどうぞ。この後の進行について、委員長と打ち合わせ若干時間とらせていただきますので。

○塚野委員長

それでは改めて委員長になりました、塚野と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。次第に従いますと、(3)「県内のいじめの状況について」とございますが、事務局よりご説明をお願いいいたします。

○佐々木（淳）指導主事

はい。それでは引き続きよろしく申し上げます。レジュメの9ページをお願いいたします。【資料1-2】というところになります。毎年度、いじめについては問題行動等調査、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査というところで県内のいじめの状況を把握しております。年1回ということもありますので、平成27年度も様々な事案が起こっておりますが、一年間のトータルということで昨年度の数値でお話させていただきます。調査方法等はそこにあるとおりです。いじめの定義も法に基づいて行っておりますので、これについては過去のものと比較してもここ数年はこの新しい定義になっておりますが、10年さかのぼるとまた昔の定義ってということにはなっております。調査結果の概要は、2のところに記載しております。こちらを中心にお話をします。

いじめを認知した学校数は、県内の369校ございました。前年度が251校でしたので、前年度比118校増加しております。いじめの認知件数は、県全体で1,774件。前年度は837件でした。937件と多く、本当に大変多く出ております。小学校が1,000件を超える、中学校が492件、高等学校は162件、特別支援学校89件となっております。すべての学校種で前年度より増えているという状況にあります。今後もこの認知件数は高く維持していきながら、子どもたちがいじめで悩んで苦しんでということがないようにというふうに学校には指導しておりますので、今後も認知件数は高く維持するような指導・調査を行ってまいりたいと思います。

いじめ発見のきっかけについては、「学校の教職員等が発見」が48.5パーセント、教職員以外が51.5パーセントでした。全校種において、アンケート調査など学校の取組により発見が最も多くなっております。また、本人からの当該児童生徒の保護者からの訴え。中学校、高等学校、特別支援学校では「本人からの訴え」がこれに続いております。アンケートを実施した後、教育相談につなげるようにというふうな指導をしております、これによっていじめが多く認知されております。

いじめの態様は、全校種において、冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるというものが一番多くあります。

いじめの現在の状況いわゆる解消率という名前でよく呼びますが、「解消しているもの」と「一定の解消が図られたが、継続支援中」をあわせると96.7パーセント。いじめを発見すると、その多くが解消されるということがわかっております。

また、学校が実施したいじめの問題に対する日常の取組は、多い順に、「職員会議等を通じて教職員間で自分のことについて共通理解を図った。」「道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げて指導を行った。」また、「いじめ問題に対応するため、校内組織の整備など教育相談体制の充実を図った。」というものが多くあります。

いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数は、2件でした。第28条第1項第1号に規定するものは1件、いわゆるこちらはご存知のとおり滝沢市で起こった事案になります。同項第2号に規定するものは、1件、これは不登校というものが1件ございました。細かいところは10ページ以降に載せてあります。これは県で使っている公表資料になりますが、様々な会議で出しておりますが、このとおりになっております。12ページをご覧いただきたいのですが、「いじめの発生状況の推移」というところがあります。

実は、いじめの認知件数は、いじめ自殺のような大きい事案、重大な事案が起こった後に、にわかには認知件数が上がります。そして、しばらく経つとそれが減っていってしまう、こういう傾向があります。グラフにすると山が4つできて、今回、岩手県のこの事案も合わせると5つめになるかとは思いますが、こういうことがないように、平成24年が多いい2,286件。大津の後なんですけど、こういう数値もありますが、やはり26年度のような高い数値を維持していきながら、子どもたちのことをきちんと見守っていきたいというふうに考えております。13ページ以降は、問題行動調査についての一部見直しということで、全く異例ではありましたが、今回この26年度のいじめ調査については、全国的にやり直しということがありました。

矢巾町で起こった事案についても、いじめの認知についてが課題として浮き彫りになってまいりました。ですから、どの学校においてもいじめということがしっかり認知できていないのではないかとということがありましたので、過年度のもの調査でしたので、卒業した子のこともありましたが、こちらについても調査をし直した数値が今回お示しした数値になります。

この調査をして分かることですが、いじめの認知にかかわる課題では、いじめの定義に関する教職員の共通理解の不足があります。また、組織としても、学校がいじめを認知しても上手く解決に結びつけられなかったということも出ておりました。

多くの場合は対人関係のトラブルだととらえていた中に、やはり子どもの心の中にはいじめられているという意識があったりしたものもありまして、ここがあまり認知されていなかったということがありました。このあたりを今後の課題にして、いじめの認知には努めてまいりたいと思っております。以上です。

○塚野委員長

ありがとうございました。ただいまのご説明に関しまして、ご質問等ございましたらお出してください。

よろしいでしょうか。また後ほどございましたら、お出しいただきたいと思います。

それでは続きまして、次第の(4)でございますが、県内における中学生自殺事案に関する対応についてということで、これも事務局からお伝えをお願いいたします。

○生徒指導課長

これは私の方から説明させていただきます。A3版の横の資料、3枚ものの資料をもとに、矢巾町で発生しました中学生の自殺事案に係る当該校、矢巾町教委、県教委の対応、これは、昨年の7月14日に開催されました、総合教育会議の協議事項を受けて取り組んだ内容を含めて話をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【資料2-1】をご覧ください。事案発生後のこれまでの主な対応というふうなことになりますけれども、この中にですね、たくさん出てくるのが「父親」というふうなもの、これは「亡くなった生徒の父親」を「父親」、というふうに言っておりますし、また「大津市A氏」というふうなものも何回か出てきます。これは、「いじめを苦に2011年に自殺をしました大津市の中学生の父親」を「大津市A氏」というふうに表記しておりますので、よろしくお願いいたします。

事案発生は7月5日(日)19時35分頃。矢巾駅の構内におきまして、発生しました。電車の運転士の話のよりますと、電車がホームに入る直前、亡くなった男子生徒A君は、ホーム内をぐるぐる回るような動きをした後に、水泳の逆飛び込みをするような形で線路に落ちて、亡くなったというふうに運転手は証言しておりました。

学校には、午後10時過ぎに警察から連絡が入りまして、その後矢巾町教委、県教委に第1報が入りました。6日、学校では、生徒の登校時間を遅らせまして、15時過ぎに全校朝会を開き、校長から生徒の状況を説明したと。7日は、全校生徒に対する調査を開始し、同日、保護者説明会、記者会見が開催されました。

教職員に対する調査は、9日から開始されました。通常ですけれども、自殺事案が発生した場合には基礎調査、教職員と児童生徒は同時進行、もしくは、校長による教職員からの聞き取りというふうなものが先行する形が多いわけですが、なぜ、当該校での教職員の調査が遅れたのかというふうなことになりますけれども、委員の皆様ご存知の通り、本事案に係る報道は、特に、生徒と担任とのやり取りを記載しました「生活記録ノート」の映像が、6日以降、朝・昼・晩と首都圏のテレビ局を含めて連続して報道されましたし、新聞等にも掲載されました。

学校には、新聞、テレビ。テレビは、県内の民報を含めて各局なんですけれども、首都圏から朝の情報番組やワイドショー関係、または週刊誌の取材が殺到しまして、校長が連

日その対応に当たっていたというふうなことがありまして、教職員の調査に支障が出たということもあります。

連日報道されておりました生活記録ノートの写しは、当該校にはこの段階ではなくてですね、この写しを紫波警察署から手に入れたのが事案発生から5日後の10日の夕方。これも調査を進める上で、大きな支障になったということでもあります。

今回の自殺事案に係りまして、特徴的なこと、もしくは異例なことといっても過言ではないと思いますが、二点ございます。7月10日、文部科学大臣の指示によりまして、文科省児童生徒課の職員が矢巾町教委に対し助言を行った。7月13日以降になりますけれども、父親が「NPO法人全国いじめ被害者の会代表」や「大津市のA氏」とともに矢巾町教委等に、要望書や申し入れを行った。いずれも、県内では初めてのことであります。

第三者委員会の人選につきましては、7月中旬には、矢巾町教委からの要請によりまして、県教委を通じて各職務団体等への推薦の依頼文書を送付済みだったわけですけれども、7月末に第1回目の第三者委員会が開催される予定だったんですけれども、県外の方々の介入といいますか、そういうふうなことによってこれが白紙となったというふうな経緯もございます。

県教委の対応といたしましては、事案発生から学校の調査等、もしくは生徒・教職員・保護者の心のケアのために、複数の指導主事および複数のSCを緊急派遣いたしました。土日も含めて約4週間、これだけ長期にわたる緊急派遣というのも初めてのことでございます。

また、事案発生以降になりますけれども、学校や矢巾町教委、及び県教委に全国各地から抗議等の電話が殺到、朝から晩まで鳴りやまないというふうな状況が続きましたし、学校に来た電話の中にはですね、大変脅迫的な内容も含まれていたという状況もございました。

県教委では、これらの電話に対応するために、7月11日（土）から7月下旬まで、学校教育室だけではなくて、教職員課、盛岡教育事務所、総合教育センター等から、この電話対応のために指導主事等を学校や役場に派遣した経緯もございます。

7月14日には、総合教育会議を開催しまして、その協議事項を受けまして、知事・委員長の名のメッセージの発出というふうなこともしております。

学校の動きに戻りまして、調査としては、生徒への聞き取り、担任を含む教職員への聞き取りを終了し、7月25日に学校の報告書を完成させた。

7月26日に父親に調査結果を報告。学校の調査報告書では、いじめ防止対策推進法の「いじめの定義」に照らしまして、6つの事案についていじめと判断をし、それが自殺の一要因であったというふうにしております。亡くなった生徒A君からの様々なSOSに対しまして、学校全体としての危機意識、情報の共有とか組織的な対応に問題があったというふう

に記されております。

同日 17:00 から保護者説明会。2時間以上の時間を要したようではありますが、保護者説

明会の様子を伺いますと、学校に対する非難の声というものはほとんど出ずに、保護者が学校と一緒に立ち直りに向けて取り組もうというふうな、前向きな発言が保護者からは続いて、その発言が出る度に体育館の中に拍手が起こるというふうな状況等もあったと聞いております。

警察関係の動きとしては、24日の終業式の後、紫波警察署および県警本部によりまして、亡くなったA君と同じクラスの生徒全員への聞き取り、26日には、父親が県警本部に告訴状を提出し、県警はそれを受理したというふうなことでございます。

裏面をご覧ください。当該校の生徒・保護者・教職員の状況についてでございます。まず、当然のことではありますけれども、大きな衝撃を受け、大変心を痛めていた。また、保護者の中には、子どもを取り巻く環境への不安や心配をする者もいた。報道関係者から生徒・保護者が直接取材を受けたこと、かなり強引な取材もあったというふう聞いております。そこで、「勉強や部活動に集中できない」「子どもを一人で外に出すことができない」等の訴えを学校や町教委に寄せられたというふうなことを聞いておりましたし、上記報道関係者等から生徒を守るために、PTAの自主的な取組として、主に帰りの時間帯等になるかと思えますけれども、通学路での見守り活動が行われた。

そういう中で、3年生の生徒有志から「いじめ撲滅等に向けた生徒集会」の要望が出まして、夏休み明けの8月28日に開催をしております。

学校は、1学期末の校務に加え、電話対応や本事案に係る各種調査等に相当な時間を要しましたので、校内が大変錯綜した。

インターネット上の様々な投稿、具体的には、在校生や教職員の実名、自宅等をさらす書き込み、写真の掲載、遺族を中傷する記述が相次いだことによりまして、生徒、保護者、教職員への影響は大変大きなものになりました。

これらの書き込みにつきまして、プロバイダーへの削除依頼や警察等への相談も行ったわけですが、根本的な解決には至らず、いわゆる手の施しようない状況となったということで、改めてインターネットの恐ろしさをこの事案でも痛感しております。

今、お話をいたしました「生徒・保護者、教職員等」の状況につきましては、2学期以降については落ち着いた状況になっていると聞いております。

矢巾町教育委員会の第三者委員会については、9月7日に第1回の委員会を開催し、1月末現在で、10回の委員会の開催となっているようです。

県教委の対応につきましては、本事案への対応は、亡くなった男子生徒の命の尊厳を起点にしつつ、同様の事案の再発防止に向けてできる限りの対応策を講ずるという考えのもとに、全県への対応につきましては、先ほどもお話をしましたが、知事委員長連名のメッセージの発出。今回の矢巾の事案につきましても、各学校で法により義務化されております、学校いじめ防止基本方針がなかなか実行されていなかったというふうな状況もございましたので、県下の学校に対して実態調査を行い、その中身についてもまたフィードバックをしております。教員研修の実施。これは、8月3日から7日にかけて県内8会場

で校長等を中心に研修会を行ったということになります。

先ほど、佐々木が説明しましたが「いじめの認知件数」に関する再調査。9月議会におきまして、いじめ防止対策に係る3つの条例を制定するというふうなところ。11月26日の開催の「いわて教育の日」の10周年記念行事におきまして、「子どもたちの命を守り、いじめを許さない社会をつくる宣言」、生命（いのち）の尊重、いじめ防止を内容とするポスターを作成しまして、これは公立・国立・私立に関わらず、県内の小、中、高、特別支援学校の全クラスに掲示できるように配付をしております。8番といたしましては、12月2日に県のいじめ問題対策連絡協議会の開催、本日、本委員会の開催。

今後の対応といたしましては、「学校いじめ防止基本方針」の実態調査を今年度末から来年度初めにかけて行いたいと思っておりますし、今後行われる各種研修におきまして、いじめに関わる研修の充実。

3といたしましては、各学校が抱える解決が困難ないじめ問題に関わる相談とか対応のために指導主事等を学校に派遣をする、訪問をするというふうなことも考えておりました。

なお、2ページ目・3ページ目には、先ほどお話しました宣言文、委員長・知事のメッセージ、委員の皆様方にカラーリングいたしますけれども、配布しましたポスター。小学校低学年、高学年、中高生用と3種類作成をいたしまして配布をしたというような経緯になっております。

滝沢市の自殺事案に関わる部分ですけれども、委員の皆様方に厚い冊子とともに、1ページものの概要版も差し上げました。厚いものについては97ページほどありますので、滝沢市の第三者委員会の報告書になりますけれども、これは後ほどじっくりご覧になっていただければと思います。私の方から【資料3】をもとに第三者委員会の調査報告書の概要について説明をしたいと思います。

調査の期間につきましては、平成26年9月26日から平成27年3月25日、約半年の時間を要した。生徒対象、教職員対象のアンケート調査、聞き取り調査、聞き取りは実人数にして合計で75人の聞き取り調査を行ったというふうなことになっております。本委員会の開催は全部で20回となりましたし、委員会開催以外の調査等は53日。

2番のいじめの認定につきましては、法の定義に基づきまして、以下2点についていじめと認定した。A君に対する同じクラスの女子生徒Bの悪口やからかう行為、頭や背中を叩く行為。A君に対する同じクラスの生徒4人が行った筆入れをひっくり返したり、隠したり、中身を広げて床に落としたりした行為。

自死といじめとの関係の考察につきましては、A君は、いじめ及びその他の要因が競合し、学校生活に喪失感、失望感を深めて、自死に至ったものと推察される。つまり、いじめが直接的原因になったととらえることはできないが、いじめと自死との間に「ある一定の関連性」があったものと考えられた。遺書などA君自身の真意を確かめる術がない状況において、真実を完全に解き明かすことは困難であり、更に「子どもの自殺の多くは様々な原因からなる複雑な現象」であることから、A君の尊厳を守るためにも、A君の自死を

単純化してとらえることは絶対に避けなければならないと考えるというふうに結論付けております。

事後対応につきましては、すみません、そこに書いてあるとおりで時間の関係で全部は紹介しませんけれども、やはり学校としての課題、市の教育委員会としての課題等が記されている。提言になりますけれども、(1)として「個々の生徒を理解することの重要性を再認識する」を含めて4つの提言というふうなことになります。あくまでこれは概要というか抜粋したものですので、詳しくは資料として本日差し上げることになります中身をご覧いただきたいと思います。以上で矢巾町、滝沢市の事案についての私の説明を終わります。

○塚野委員長

ありがとうございます。大変膨大な資料でございまして、未消化なところがございますけれども、現時点で何かご質問等ございましたらお出しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○宮古委員

矢巾の件ですけれど、事実関係についてお尋ねしたいんですが、生活記録ノートが事故が発生した時点で、生活記録ノートの所在はどこにあったんですかね。

○生徒指導課長

自宅にありましてですね、警察の方でも自宅の方も調べた関係で、そのまま紫波警察署の方に生活記録ノートの本体といいますか、すみません。本体は家にあったんです。写しを紫波警察署の方でとったということになります。

○宮古委員

事故が発生した時点で、本体は少年の自宅にあった。

○生徒指導課長

部屋にあったようです。

○宮古委員

事故が発生したんで、親御さんが部屋とかいろいろ見たらそれを発見したということですか。

○生徒指導課長

そうです。写しをとったというふうな流れになっているようです。

○宮古委員

それは、親御さんはその原因について何か言っているんですか。つまり、普通でしたらばこういうノートがあったとかってことで学校の方に届けるとか、警察の方にそれを持っていったっていうのは何かそこなんかについては言っているんですかね。

○生徒指導課長

そこまでの詳しいところは、こちらでは把握できないんですけども、いずれ警察としては捜査といたしますか、様々なことを調べるための材料としていわゆる生活記録ノートの写しを全部とって、それは警察の方にと。本体は、お父さんというか自宅にそのままあるっていうふうな状況だったようです。

○塚野委員長

他にいかがでしょうか。

○宮古委員

それともう一つ。一般論というか感想ですけども、いじめの実態調査を年に1回とか2回と行われてきたわけでしょうけど、最近学校を見ていると、学校生活の状況についてのアンケートというのを子ども達が書きやすいように工夫して、頻度を高く調査を行う、そこからいろんなものが分かってくる、見えてくるというか、私もSCをやらせていただいている環境があって、それを私のところにきた子どもの事実を書いてもらったりすることがあるんです。とてもいいアンケートで、あれでだいぶ分かるなあっていう感じがしています。学校の工夫の一つなんだろうなあとと思って関心いるんですけど、まあ感想です。

○佐々木（淳）指導主事

はい。各学校、今のアンケートの件でいきますと、最低、年一回という話ではありますが、多くの学校は複数回そのようなアンケートを工夫してやっていただいております。ですから、名前はいじめのアンケートであったり、学校生活アンケートあたり様々ですが、そういうものを見ながら子どもたちの訴えを教師がキャッチして教育相談につなげたり、時にはカウンセラーさんにつないだりっていうこともあろうかと思うのですが、そうやっていじめで苦しむ子どもたちを救い出すというような取組をしています。私たちが先ほどお示した問題行動調査は、そのアンケートが直接ではなくて、そういうものを含めて学校で認知したというものの蓄積した件数が上がってくるものになっております。

○宮古委員

いじめっていうのは、出てくると子どもたち書きづらくなったり、出すことにためらい

を感じたりすることも多いかなと思うんですけども、生活状況調査はシンプルなアンケート調査を、頻度を高くやるといろんな発見につながるというか、生活状況が分かってくる。私も自分の面接のときですけども、子どもに「書いてみない」と言って書いてもらうことがあるんです。とてもいい工夫だなあと考えております。

○塚野委員長

他にいかがでしょうか。

○高橋委員

この重大事案があった場合の、第三者委員会の調査ということで、滝沢の例にしる、これから進んでいく矢巾のケースにしる、一つの報告書というのが出てくると思うんですけども、最後、提言ということで滝沢の方で出されたものを今日見せていただいたんですが、非常に再認識する、再確認するというふうに終わっていて、内容を見ても一目瞭然といますか、本来きちんとなされるべきことをまたちゃんとやりましょうというようなことだと思うんですけども、これはひとつの提言として出した後にですね、第三者調査委員の役割というのはここまでで終わりということでしょうか。

○生徒指導課長

そうですね。報告書を教育委員会に提出した段階で、いわゆる第三者委員会の任務としては終わりというふうな感じですか。

○高橋委員

受け取った側は、これを見てこれをどう活かしていくかというのはそれぞれで検討してということになる。

○生徒指導課長

そういうことです。

○高橋委員

ありがとうございました。

○塚野委員長

他にいかがでしょうか。

○山中委員

今回、この二つの事案についての議事の中に入れていただいたというのは、おそらく我々も第三者委員として今後やっていく場合の参考という趣旨かなというふうに思っているのですが、この二つの事案の場合とは違って、我々はもう常設の委員としているので、物事が起こったときに、矢巾でも最初の何日間は何ものすごいことになっていたというのが資料からも伝わってくるのですが、我々委員として、どういう対応が求められるのかというところは、これからこの場で話し合っていくということになるのでしょうか。

○佐々木（淳） 指導主事

はい。実際事案が起こったときには、またお集まりいただきながらお話し合い等になりますが、基本的には先ほど申し上げたとおり調査を担当していただきますので、様々な事案でたとえば矢巾と同じような状況になった時の心のケア等は当然ながらこちらの方で担当していきますが、委員の皆様をお願いするのが、第28条で示されているような当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査を行っていただく。その趣旨については、同種の事態の発生をその防止に資するための調査であるということが、先ほど提言のこともありましたけれども、そのような形で明らかにして、こういうところが課題だったからということを出していただいて、それを今度は私たちが県内に周知しながら同じようなことがないようにというふうな取組を進めていくということになりますので、整理させていただけると、速やかに調査に着手していただくということになっていくと思います。実際のところ、常設にしておくことってというのは、重要なことかなと思います。今回お集まりいただくにも調整をさせていただいてようやく2か月かかってこういうことになっております。ですから、もし何かが起こってから誰を調査委員にしようかということを考え始めると1か月、2か月というふうにすごく時間がかかってしまいます。このことは、困られているこういう事案になった被害の子どもさんだとか、保護者に対してもすごく申し訳ないところもあると思いますので、やはり常設にしてすぐ着手するというのを今回大事にしていきたいと思っているところですので、そのあたりはどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○山中委員

ありがとうございます。緊急に集まるようなことがあるんだよってということは我々委員は一応自覚しておかなきゃないということが一つあるということですよ。我々の名前はマスコミの方々にも報道していただいているので、我々が委員だということは分かっているわけですから、たとえば、被害者の方であるとか関係者の方が我々に直接アクセスをしにくるということも想定しておかなければいけないということになるんじゃないでしょうか。

○佐々木（淳）

実際、調査委員になられるという時には、そのあたりのところまではつめていないとこ

ろはあるのですが、実際に様々何か信条するようなことがあっても、教育委員会の方できちんと承って第三者の方々には個別に何か対応していただくことがないようにそこは考えていきたいと思っております。

○塚野委員長

他にいかがでしょうか。

○星委員

ケースバイケースなんでしょうけど、今日ここに集まれた方は調査が始まったら半年間のうちに 20 回集まって、53 日間仕事を抜けて全員集まってという話がありましたよね。

○生徒指導課長

これはあくまで滝沢の例なんですけれども…

○星委員

同じことが起きたら、皆さんその予定ですか。

○太田委員

滝沢市の第三者委員やったんですけれども、それこそ守秘義務があるので具体的なことは申し上げられませんけれども、できるだけ日程合わせて出るようにしましたけれども、出られないときもありますので、そこはやりくりしながらとしか言い様がないですね。

○塚野委員長

よろしいでしょうか。他にございますか。

○伊藤委員

レジュメの方の 5 ページの (1) から (3) まであるんですけれども、今話題になっていたのは 2 番、3 番のことかなと思うんですが、(1) については、どんなことをするのか教えていただけますでしょうか。

○佐々木（淳）指導主事

はい。所掌の (1) にあります、県の方針に基づくいじめ防止等のための対策についてということで、たとえば今ここで何か持ってきているものではないんですけれども、県でまた新たないじめに関する取組等推進する場合にそのあり方について皆様にご検討いただくということも想定をしてこちらで定めさせていただきます。何も事案がなければ、年一

回とかの定例という会議は持つことになると思います。その際に、当然ながら事案がなければこういうことについての審議をお願いするということになります。

○伊藤委員

私、ここに来る前に思ったのは、(1) みたいなことがメインなのかなと思っていましたよ。

○星委員

僕も。そういうふう聞いてきた。

○伊藤委員

いろいろ重大事案が起きる前に防ぐための会かなと思ったので、そのためには重大事案になる前のことを調査したりとかそれについて対策を考えたりとかっていうことが必要なかなと思ったのですが、そういうこともやっていったりとかするんですか。24条とか28条とかいろいろ起きて結構重大な事案ですよ。それはもちろん調査が必要だと思うんですけども、そうなる前の事案の調査とか検討っていうのはどういうふうになっていくのかなと今感じているんですけども。

○生徒指導課長

たとえば、県立学校で重大事態、もしくはそこに至る前までの事案等が発生した場合は、まず学校の方が主体となって調査するんですけども、できるだけ重大事態に移行しないようにもしくはできるだけ早く解決に向かうようにというふうなことで、我々、県教委の生徒指導担当指導主事が直接学校に行き、指導や助言等しながら対応しているのが今の状況になっておりました。いわゆるこの委員の皆様をお願いしたいのは、定例の会議が年に1回、2回とあるわけですけども、その時におきましては、そういうふうな事案に対する対応について報告というふうな場合も来年度はあるかもしれませんけれども、そういうふうな対応につきまして、ここはこういうふうにした方がいいんじゃないのかっていうふうなところの助言等もいただければなというふうに想定しておりますけれども、それがいわゆる(1)の所掌になるかと思えます。

○伊藤委員

基本的に要望があった時っていうことなんですよ。

○生徒指導課長

そうですね。定例の会議でのというのが、(1)が主なというか、そのような中身になると思いますけれども。

○伊藤委員

教育委員会の方からこの会議というふうな形になるということですね。

○生徒指導課長

はい。

○塚野委員長：他にいかがでしょうか。

○星委員

たとえば事案があったらなるべく迅速に動くとして、どういう調査をどうやるものなのかみたいなシュミレートみたいなものを、ご経験のある先生方もいらっしゃるんでしょうけれども、僕とかは調査に実際出て、何十人かの生徒とか 100 人近い生徒さん、教職員さんを面接してっていう経験がないものですから、どういう手順でどういう流れになるものなのかをシュミレートしていったりとか、経験したりとか教えてレクチャーを受けたりするチャンスとかはあるのかを知りたい。誰かに教えていただけるのであれば教えていただきたい。

○生徒指導課長

第三者委員会としての調査というところになりますと、先ほど事務局から説明があったとおり 10 人の中で 5 人のメンバーを決めまして、その中でこういうふうな調査というふうなことも含めての協議ということになると思います。今、先生が仰ったどういうふうな調査を進めていくかということを含めての協議というふうなことになるかと思えます。

○星委員

集まってからどういう調査方法をとるかは決める。それはそうなんだろうんですけども、たとえば決めるにしても過去こういう例のときはこういう調査。こういう方法にはこういう調査をしたら上手くいった。さっきお話があったように、ある今までに行われている調査は、後に資するためにやる調査なんだろう。だから、今まで行ってきた調査はこう上手くいったとかこう上手くいかなかったとか、僕らが実際調査にあたる上で、前例を踏まえてより有効な調査がしかも迅速に受けるようなレクチャーを僕らは受けるチャンスがあったりすればいいなあと思うのですが、それについてどうですか。

○生徒指導課長

今日、滝沢市の報告書につきましては、これは岩手県としては初めての第三者委員会の調査の結果の報告書になりますのでそれは参考として提供したということになりますし、

今後におきましても、様々な報告書についてインターネットでも検索できるものもあるんですけどもそうじゃないものもありますので、そのへんのところは随時ですね、事務局の方からも今先生が仰ったいたようなことのためにも資料提供は行いたいなあと考えておりますけれども。

#### ○星委員

たとえば、この中の何名かでも結構ですからクローズの勉強会を持ったりして、矢巾でご経験のあった先生の苦勞であったりとか、気をつけられた点であったりとか、得られた点であったりとかを教えてもらうような集まりが定例と別件であったら、みんなの心構えにいいんじゃないかというご提案なのですが。ご不要な先生方も多いと思うんですけども、僕は多分いるなあと。

#### ○宮古委員

先生が仰るように、調査方法等についてのイメージが、なかなか経験ないから形成できない。おそらくここで調査対象者なり、調査方法なりについての合議をして、そこから入るってことになるんですかね。私もなかなかイメージが、仰ったように50人100人の子どもさんから聴き取りをするっていうときに、どんなふうにして聴いていくんだろうなあとというあたりが、経験がないからどうだろうなあとお聴きしていたんですが、そういうことについても成功経験というか事例もあるわけでしょうから、こういう場合はこういう方法で調査をしたとかって調査方法等についての合議というか話し合いをするってことなのかと思うんですけどね。

#### ○生徒指導課長

いずれ今のご意見というか、そこは次回以降の定例の会議を含めてのこの委員会での協議事項にしたいなと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

#### ○塚野委員長

そうしますと、この委員会でたとえばその選考事案からですね、情報をいただきたいなんていうふうな場合に要望を出して、それに資料をお出しいただくとか、あるいは担当者の意見を聞くとかなんていうことも可能だというふうに。

#### ○生徒指導課長

前向きに検討させていただきたいと思っておりますし、現段階で今日は滝沢のものだけですけども、様々な報告書についてもこちらの方で入手しているものもありますし、これからもそういうふうなところはできるのではないかなと考えておりますので。

○星委員

結局さつき伊藤先生がおっしゃったように、縦割りになっている県の柱とかっていうふうに分かれているので、それぞれがそれぞれの事案を経験したりとか調査を終えたりとか、提言をしたりとかっていう経験がこの先々積みさって行くわけですよ。それをお招きしてクローズドの勉強会をやって、個人情報ですとかプライバシーをある程度守れるような環境を作って、僕らはそれらの経験を身に付けさせてもらってみたいなものを順繰りにお互いにやっていくような格好が出来れば一番理想なのかな。そんなことができるように、追々なれば。できるだけ早くお願いします。

○塚野委員長

たとえば、この委員会で選ばれた調査委員の方々がですね、生徒さん達にこういう調査をしたいということを決めた場合に、実働部隊というか、実際に生徒さんに話を聞くのはこれまでの事案ですとどういった方々だったのでしょうか。

○生徒指導課長

矢巾については現在調査中ですので、すべて把握しているわけではないんですけども、滝沢の場合は、委員さんが直接出向いて、教職員とかもしくは保護者とか生徒とか、それにいわゆる記録の補助として弁護士さんを新たに滝沢は3人、矢巾も現在記録補助の弁護士さん3人というふうな形で一緒に同行して、聴取しながら記録補助の弁護士さんが記録をしていくっていうふうな方法もとられたっていうふうになりましたけれども。

○塚野委員長

そうしますと、ますます我々の責任も重大なものになるということでございますね。他にいかがでしょうか。

○石堂委員

先ほど、ご説明の中にあっただけですけども、そういった重大事態の調査ということになった場合に、今の話だと部会を2チームぐらい作れるという形なので、おそらく部会が具体的にはかなりいろんな動きをしなければいけないと思います。だから、その部分はまだ詰めていないという話でしたけれども、やはりある程度要領のレベルなどで詰めておいていただいて、調査委員会になりますと特に調査委員会の部会長といいますか、委員長のような方がかなりいろんな裁量でやらなければいけないと思いますので、そういうところを少し範囲や根拠なんかを明らかにするような形でマイルールみたいなものを作っていただかないと、事前にそれがきちんとなかなか部会自体が動かなくなると思う。先ほどもありましたけれども、被害者の方のご家族の方との接触のルールとか、そういつ

たものもある程度ルール化しておかないと、動きにくいということが出てきますので、そのへんのところは配慮して事前に決めていた方がいいと思うので、そういうところは早めに決めていただけると助かるなという気がします。意見です。

○塚野委員長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

それではないようでしたら、議事を進めたいと思います。(5) 各委員からということで、お一人ずつ今日の会議を受けまして、ご意見でもご感想でもご質問でも結構でございますので、順にお出しいただければと思います。それでは、山中委員さんの方からお願いいたします。

○山中委員

はい。お疲れ様でした。ありがとうございました。私も弁護士7、8年ということで、さほど経験を積んでいるという立場ではないので、勉強させていただきながらという事になります。もちろん事案が起こった場合にはそんなことも言ってもらえないんでしょうけれども、これからいろいろ工夫していかなきゃいけないこといっぱいあると思いますので、これからもどうぞよろしくお願ひします。どうもありがとうございました。

○宮古委員

さっきからお話が出ているように、実際そういう事案が発生したときに、どういう調査方法を取るかとかってことがかなり問題になってくるんだらうなあとと思いますね。イメージとしては、私の以前の職歴なんかから考えると、共同調査とかっていうふうな手法なんかを取り入れて、神戸の大きな事件なんかがあった時に共同調査っていう手法で分担して簡単に言うと、調査をしたりとかっていうことをした経験があるものですから、ようするに一番問題なのは、どういう調査方法を取るかっていうことが実際事案に直面したときに問題になるんだらうなあと。だから、それは意見交換しながらということになるんだらうなあと聞いていましたけれども。

○宮本委員

事前に送っていただいた資料を一生懸命読みました。何となく分かったかなあとって伺ったんですけど、今、事務局の方から生の声でもう一度ご説明を受けると、自分の理解が足りなかったかなあとと思うところもありますので、自分のそういう役割とかなんかももう一回きちんと把握できるように、また資料を読み込みたいと思います。よろしくお願ひします。

○高橋委員

今日はありがとうございます。非常に責任の重い委員会だなと改めて感じました。そもそもいいですか、いじめというものを考えたときに、もちろんなければならないに越したことはないんですけども、まずゼロになるということはあるえないというようなことで考えると、その予防のシステムをどう作っていくか。何かあった時に大きくなる前に、早期発見、早期対応等を要していく。重大な事案が出てきた時に事後どうしていくかといったような点は、階層性を持って対応していくことが大事だとして、今回、「いじめ防止対策推進法」に基づく委員会とか協議会という3つとりあえず出していただいて組織されたということですが、双方連携することが非常に大事なのかなと思っておりました。レジュメの資料のほうの9ページ以降の調査なんかもですね、私も事前に色々見せていただいたんですけども、この調査をして岩手県はどちらかという、本人なり保護者からの訴えによる発見が割合としては多いんですね。他県に比べて。それはどういうことかという、教職員から発見するといったところが割合としてはちょっと少ないといったようなところがこの調査から出ているので、そこに対してどういうふうにしていくかといったようなことも、調査をして終わりではなくて、防止策といったようなところもふくめて考えていく必要があるのかなと思ったりもしました。いずれ、職責が果たせるように微力ながらといえますか、頑張りたいと思います。ありがとうございます。

#### ○砂田委員

はい。今日はありがとうございます。非常に勉強になりました。これから自分がやっていかなければいけないことを再認識しまして、さらにこの資料を読み込んでいきたいなあと思っています。私、普段はS SWをしている者で、学校現場にも行っているのですが、やはりいじめはあるものだという意識は、学校の中にかなり浸透してきているなあという実感はあるのですが、ではどのような対応をしたり、どうSOSを出せばいいかわからないという子ども達がいったりということで、「回りみんなが見守って助けていくよ」という、そういうものの流れのひとつとして私たちのこの委員会もあるのかな。起きてからということもなんですが、起きないようにするために何か発信できることがあればいいなあと思っています。先ほどからありました、調査方法についてのイメージというのが私も実はなかなか持ちにくいなあと思っているので、この中で皆さんとご一緒に再認識というか確認させていただけば、何か起きた場合にすぐ動けるのかなあという思いをもっております。今後ともよろしく願いいたします。

#### ○太田委員

できれば重大事態というのが発生せずにですね、この委員会が定例会だけで進んでいくことを願っております。ただ、皆さんから出ましたとおり、実際の調査に対するイメージつかめないというのはそのとおりだと思いますし、滝沢でやったときも当然前例は分からなかったわけですので手探りで進めてきたものですので、必ずしも上手くいった面ばかり

ではありませんけれども、許される範囲内で経験を共有してお役に立てるようなことがあればそこは努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○星委員

いじめ問題については、僕はまだ門外漢というところで、分からないことばかりです。皆さんに色々と教えていただきながらやっていきたいなと思います。僕はどちらかというと今までは自殺対策の方を担当やっていたので、むしろ自死なさった方のご遺族ですとかあとはその近しい方々のところにインタビューに行ったり、そのケアとかにあたりするという仕事が主だったんですけども、非常に慎重になるべきだなあという思いが僕の中では強い。お身内を亡くされた方とか、クラスメイトを亡くされたとかっていう方を。その方々に対して、あなた方をケアしに来ましたではなくて、あなた方を調査にきましたというような格好で入らなければいけないから、相当襟を正しているんなことをきちんと、5人で行くんだったら5人の意思統一も相当きちんとしていかないと、きついことになるんじゃないかなあとただ想像ばかりが大きくなってしまっているので、色々教えていただきながらやっていきたいなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○伊藤委員

今日、色々お話を皆さんからもお聴きして、基本的な防止のためになればいいのかなあとは考えております。事が起きてしまった場合にはその調査が必要だということで、それ以降狭い範囲での委員会だったのかなあというところは理解できました。調査法に関しましては、実際の調査になると、法律上のことがいろいろ必要になってくるので、その辺を専門の先生の方にいろいろお聴きして進められればいいのかなあと思っています。何とか頑張りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

#### ○石堂委員

調査の場合はなかなか警察等と違って、強制的にできるわけではないので、その中で事実を確認していかなきゃいけないっていうのは結構大変な仕事かなあと思いますので、その辺のところは先ほど申し上げましたように、ケースバイケースで動かなきゃいけないところもあるのかなあと思いますので、部会なら部会のところでの意思疎通も上手く諮ってやらないと、なかなかスムーズにいかないかなあと思っていますので、そういうところを少し話し合いながらできればいいかなあというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

#### ○塚野委員

ありがとうございます。それでは、私の方からも一言述べさせていただきたいと思えますけれども、日頃私も現場に多少ともかかわっている立場で、いじめの認定にしてもそ

の解決方法の探る上においてもですね、非常に難しい問題をですね、孕んでいるというのがこの“いじめ問題”だというふうに思っております。今日の会議で皆様方からのご意見を伺っても、この第三者委員会の役割、一つ取ってみてもですね、やはり検討課題は非常に多いと思っておりますし、そういった任務を我々は引き受けることになるんだということで、社会的な責任の重さというものを痛感しておる次第でございます。今後とも皆様のご協力により進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それではですね、次第でその他になっておりますけれども、いただいた進行の表を見ますと、条例の第4条3項ではですね、「委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」というふうになってございます。ということで、私の指名で職務代理者を定めることができるということでございますので、私といたしましてはですね、太田委員さんをお願いしたいかと思っております。ということで、太田さん大変申し訳ありませんが、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事はこれで終了ということになりますけれども、何か事務局の方から他にございますでしょうか。

○佐々木（寛）指導主事

ありません。

○塚野委員長

私の任務をこれで解かせていただきたいと思っております。それでは、事務局にお返ししたいと思います。

○佐々木（寛）指導主事

長時間にわたり、ご協議ありがとうございました。私、事務的な担当をしておりました佐々木寛と申します。大変ご迷惑かけるが多かったかもしれません。今後ともよろしくお願いしたいと思います。私の方から連絡させていただきます。来年度の本委員会の開催の日程につきましては、3月頃にお知らせしたいというふうに今考えております。また、いじめ防止対策推進法第24条や及び28条第1項の規定による調査を実施するということになった場合については、委員長より召集が出されるということになりますので、その時にはよろしくお願いしたいと思います。最後に、今回議会棟というところで県庁舎とは違う所で会議をさせていただきました。時間も遅くなりました。出口等も閉まっている状態になっております。お帰りの際は、係りの方でご案内いたしますので、よろしくお願いしたいと思います。また、夜遅い時間ですので、お帰りについては交通安全等に留意願えればというふうに思います。以上です。

○生徒指導課長

それでは以上をもちまして、第1回岩手県いじめ問題対策委員会を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。